

自治体における地域公共人材育成

：「協働推進大学」の取組みから考える実践と課題

牛山 久仁彦（明治大学）

はじめに：協働によるまちづくりと「地域公共人材」¹

- ① 人口減少や激甚災害など「危機」への対応 → 地方分権による団体自治の強化に加え、住民自治の改革も必要
- ・分権時代にふさわしい住民の参加と実践を実現する
 - ・「居眠り自治体」は沈没する－住民の責任も問う必要
 - ・行政は政策形成能力の拡大と住民の参加・協働が求められる
 - 財政が逼迫する「人口減少社会」において、いかにして、自治体住民のニーズをくみ取り、政策に反映するか = 住民力のアップ・協働力の向上
- ② 魅力的で快適な地域社会の実現には、協働によるまちづくり
- 地域で主体的な活動・役割を担う「地域公共人材」を育成する必要性
 - ・NPOなどの市民活動団体のみならず、自治会等地域コミュニティにおける人材育成の必要性も増大
 - ★一部の自治体では、大きく次の2点を目的とする市民大学等（以下、「協働推進大学」）を創設する取組みが見られる
 - ① まちづくりに主体的に参加する協働の担い手を育成すること
 - ② 協働に参加する住民が必要な知識や技術を体系的に学ぶこと
- =自治体の状況に応じた「地域公共人材」育成の取組みが進展

1. 「協働推進大学」の組織と運営

（1）関東における「協働推進大学」の事例

- ・住民に親しみやすく、まちづくりや協働推進といった目的・特徴が分かりやすい名称で、「協働推進大学」が設置されている²（表1-1）。

¹ 今川晃・梅原豊編『地域公共人材をつくる』法律文化社,2013.

² 名称は「～大学」等となっているが、当然のことながら学校教育法上の「大学」ではない。

表 1 - 1 「協働推進大学」の取組み事例

設置自治体		名称
千葉県	浦安市	うらやす市民大学
東京都	杉並区	すぎなみ地域大学
神奈川県	厚木市	あつぎ協働大学
	相模原市	さがみはら地域づくり大学
	横浜市	よこはま地域づくり大学校

(2) 組織・運営体制のあり方

- ・ 「協働推進大学」の組織・運営のあり方は自治体によって多様。以下は、学長、運営体制、事務局の観点から分類。
 - ① 学長の人選
 - ✓ 市長が学長を兼職
→責任主体が明確化するメリット（あつぎ協働大学）
 - ✓ NPO等の代表が学長を兼務
→協働の趣旨が明確化するメリット（すぎなみ地域大学）
 - ✓ 学識経験者が学長に就任
協働に理解のある文化人や大学教員等の学識経験者が、学長を兼務
→協働の趣旨が明確化するメリット（さがみはら地域づくり大学等）
 - ② 運営体制
 - ✓ 学長が責任者、運営委員会が運営
運営に関する基本的事項については、学長と市長との間で協議・合意を得る。その上で、学長が市長との協議事項に基づいて、運営委員会及びその下部組織（カリキュラム委員会等）を設置している（うらやす市民大学）。
 - ✓ 自治体の担当部局が運営
運営に関する組織は、区民生活部協働推進課が担当として講座企画、受講者募集、講座運営を行っている（すぎなみ地域大学）。
 - ✓ NPO主導で運営
市民活動団体（NPO等）が主導で運営し、行政はサポート・支援にまわる形を採用している（よこはま地域づくり大学校）。
 - ③ 事務局（庶務の取り扱い）
 - ✓ 担当部局内に事務局を設置（杉並区、厚木市、相模原市³⁾）
 - ✓ 運営委員会のもとに事務局を設置（浦安市）
 - ✓ NPOが事務局を務める（横浜市）

³⁾ 初年度は市民協働推進課に設置され、次年度以降からは民間委託で運営。

2. カリキュラムと卒業要件

(1) 年間スケジュールとカリキュラム

- ① 設置科目を自由に履修できる大学
→浦安市、杉並区
- ② コースごとに履修科目が定められている大学
→横浜市、厚木市、相模原市

表 2-1 年間スケジュールと開講科目

	年間スケジュール	講師	授業回数
浦安市	設置科目を自由に履修 前期(4-9月)、後期(10-3月)の 2期制が基本	大学職員 市区職員 団体職員	科目によって異なる(10回 程度)
杉並区	設置科目を自由に履修 2-3カ月を単位とし、その1か月 前に講座内容を案内して受講生を 募る		科目によって異なる(3-8 回程度)
厚木市	5月募集、科目は6-12月に学ぶ		市民協働科目:5回 教養科目:5回
相模原市	【基礎コース】【応用コース】 4月の学長講演後から、6-7月、11- 1月に学ぶ 【専門講座】 8-10月に開講		1講座:6回
横浜市	【基礎コース】 6-8月 地域づくり講座(入門編) 9-3月 地域づくり講座(テーマ編) 【応用コース】 6-8月を通して行う		【基礎コース】 地域づくり講座(入門編): 5回程度 地域づくり講座(テーマ編): 11回程度 【応用コース】 13回程度

(2) 卒業要件

- ・ 科目単位で受講できる場合には科目ごとの修了証を発行、コース制をとっている場合にはコース全体で基準を設け、修了証を発行(表2-2)。

表 2-2 「協働推進大学」の卒業要件

自治体名	卒業要件
浦安市	科目ごとに修了証を発行（基本的に試験などは実施せず、科目に応じて柔軟に設定）
杉並区	科目ごとに修了証を発行（修了基準は、7-8割程度の出席）
厚木市	【全科コース】協働科目及び教養科目につき、それぞれ 60/100 以上の回数の出席 【実践科目受講者】無欠席
相模原市	基礎コース及び応用コースの受講者で、必修 3 講座、選択 1 講座以上受講した人にコース修了証を交付
横浜市	【基本コース】入門編 必修 2 講座＋選択 2 講座以上 テーマ編 必修 4 講座＋選択 4 講座以上 →計 12 講座の修了 【応用コース】3/4 以上の出席（開校式、フィールドワーク、卒業式含）、最終レポートの提出

3. 「協働推進大学」の将来像と課題について

- ・ 今日における「協働推進大学」の取組み
＝自治体による地域公共人材の育成への嚆矢
→ 長期的には、「協働推進大学」に次の 4 つの機能を期待
 - ① 協働に関する調査研究や建設的な提言を行う機能
 - ② 協働に関する情報のハブとなる機能
 - ③ 在学生と卒業生との間でのネットワーク形成の場としての活用
 - ④ 卒業後の「活動参加」への期待 － カリキュラムへの組み入れやカウンセリング
具体的な成果も（杉並区など）

- ・ 今後の課題
→ 「協働推進大学」だけが地域公共人材育成の場ではない。
＝○中間支援組織による地域公共人材育成と取組みとの関係・役割分担
○「大学設置」に向けた
 - 地域公共人材育成へ向けて、「協働推進大学」や中間支援組織がプラットフォームの役割を果たすべき。
 - ☆ 自治体の規模や財政力に応じた対応が求められる
→ 広域設置も視野に
ここでも求められる公私連携

以上